おかえりロッカー利用規約

第1条(定義)

「申込書」とは、当社所定の様式によるウェブサイト上の「お帰りロッカー申込み」画面を いいます。

「利用者」とは、当施設の利用を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。

「当施設」とは、当社が利用者に提供するレンタル・スペースをいいます。

「スペース」とは、当施設のレンタル契約単位をいいます。

「収納品」とは、利用者が当施設に収納する動産をいいます。

第2条(収納スペース利用契約の申込及び成立)

当施設の利用を希望する者は、当社利用申込サイトの「利用申し込み」画面に必要事項を入力等の上、同画面の「全てに同意して申し込む」をクリックすることにより、当施設の利用を申し込み、料金の支払いをします。その際に、身分証明書の提示が必要となります。前項の申込みについて、当社が承諾した場合は、申込書、各種契約書、本規程並びに関連する利用規程に定める事項を遵守することを条件として、当社と利用者の間の収納スペース利用契約(以下「本契約」といいます。)を締結するものとします。

第3条(本契約の目的)

当社は、本契約に従い、利用者に対し当施設を賃貸することとします。賃貸はスペース単位とし、1スペースの目安は3辺の合計が200cmの荷物が収納できる程度とします。また、賃貸期間の開始に際し利用者から送付された収納品を受領するとともに当施設に搬入し、賃貸期間の終了に際し利用者から指定された日本国内の場所に収納品を送付することとします。

本契約は、当社が利用者に対し当施設を賃貸することを目的とするものであり、当社が利用者の収納品を保管又は占有するものではありません。

第4条(利用上の制限)

利用者は、当施設の利用にあたり以下のものを保管又は収納することはできません。

- (1)1 スペースにつき 30 kgを超える重量のもの
- (2)現金・有価証券・通帳・証書・印鑑・貴重品(貴金属・骨董品・重要書類・カード・カメラ・PC等)
- (3)可燃物・爆発物・発火性・有毒性・引火性があるもの(ガソリン・灯油・オイル等)
- (4)異臭を発するもの・不潔な物・破損しやすい物
- (5)動物·植物
- (6)法令などで所持・携帯が禁止されているもの(武器類等)

(7)その他、保管に適さないと思われる物

第5条(契約期間)

本契約に基づく当施設の利用期間(以下「本契約期間」といいます。)は、申込書に記入した期間とします。ただし、期間満了の7日前までに当社又は利用者のいずれからも本契約期間を更新しない旨の通知がない場合には、本契約期間は、その期間満了日の翌日からさらに1か月間更新されるものとし、以後も同様とします。

第6条(契約の終了)

利用者は、契約を終了する月の月末までに、収納品を撤去し、当施設を原状回復したうえで、当社に引き渡すものとします。

利用者は、契約の終了する 5 日前までに、当社に対し送付先を指定し収納品の送付を依頼することができます。

引渡し後、当施設内に残置物が存在し、当社に対して収納品の送付の依頼も行われていない場合、当社は、利用者が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、これを処分することができるものとします。また、処分に係る費用については利用者の負担とし、当社が預かる配送手数料と相殺できることとします。

第7条(利用料金)

本契約の月額利用料は、当施設の1スペースあたり10000円とします。料金は翌月1日より発生し1か月単位とします。利用者が収納品を当社に送付する際の送料は利用者負担となります。利用者が契約終了の際に当社に対し荷物の送付を求める場合、配送手数料6,000円(送付先が返送先が沖縄・離島の場合10,000円)の料金が必要となります。

利用者は、当社に対し、申込書に記入された月額利用料及び配送手数料を利用申込時に PayPal により支払うこととします。

また、本契約が更新された場合、利用者は、更新された分の月額料金を更新月の7日までに PayPal により支払うこととします。

契約最終月末日の5日前までに返送の申し出がない場合には契約は自動更新します。 申し込み時に設定した期限より早く送付した場合でも料金の払い戻しは行いません。

第8条(損害賠償)

利用者が本契約に違反して当施設又を汚損又は損壊した場合は、利用者は、当施設の修繕・補修・清掃・駆除等に要した費用を賠償するものとします。

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、搬入された収納品の紛失、盗難、滅失、 毀損又は変質その他利用者に発生した一切の損害につき、責任を負わないものとします。 当社は、次の場合は、利用者が施設内に搬入した収納品の紛失、盗難、滅失、毀損又は変質 その他利用者に発生した一切の損害につき、責任を負わないものとします。

- ① 地震、火災、津波、高潮、大水、暴風雨、塩害、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、 強盗、労働争議、そ害、虫害、荷造の不完全、徴発、防疫その他抵抗又は回避することので きない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害
- ②利用者の指示に従ったことに基づき発生した損害
- ③利用者又はこれらの者の使用人が行い又は加担した不法行為に起因する損害
- ④収納品の性質、欠陥、自然の消耗又は性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、その他 類似の事由による損害
- ⑤本契約に違反した収納品に起因して生じた損害

当社が収納品の紛失または損傷につき責任を負う場合、1 スペースにつき 2 万円を限度とし、生じた損害を賠償することとします。

第9条(緊急措置)

当社は、次の場合はいつでも当施設を開扉して必要な措置を講ずることができるものとします。

- ①法令の定めるところにより当施設の開扉を求められた場合
- ②当施設の利用熊様が本契約に違反することが確認された場合
- ③施設の火災、収納品の異変もしくはそのおそれ等緊急を要する事象が発生した場合

第10条(施設の修繕及び移転)

当施設及び当施設建物の修繕その他やむをえない事情により、当社が収納品の一時引取りもしくは当施設の変更を利用者に求めた場合は、利用者は、直ちにこれに応じるものとします。

第 11 条(譲渡・転貸の禁止)

利用者は、本契約に基づくいかなる権利も、譲渡、転貸又は質入することはできません。

第 12 条(サービスの終了)

当社が当社の都合によりサービスを終了する際には 3 か月前に HP および利用者の登録メールアドレス通知し、利用者へ送付先と時期を求めることとし、サービス終了までに利用者から提示がない場合には廃棄することに合意したとみなすこととします。

第13条(通知)

利用者に対する通知は、利用者から当社への変更の通知があった場合を除き、申込書に記入 されたメールアドレス宛に発することで行うものとします。当該通知は、当該電子メールが 利用者のメールサーバーにより受信された時に、それぞれ利用者に到達しその効力が発生 したものとみなします。

前項の定めにかかわらず、当社の利用者に対する通知は、その内容が収納スペース利用契約の内容の軽微な変更又はその他本契約に関する事項であって利用者の不利益とならないと判断される場合は、当社店舗内及び当社ウェブサイト上で掲示する方法をもってこれに代えることができるものとします。

利用者は、申込書に記入された氏名、住所、メールアドレス、その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当社に対してその変更を通知することとします。

第14条(規程外事項)

本規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、利用者と当社の双方が誠意を持って協議するものとします。

以上